

京都府立医科大学における公的研究費に係る不正防止に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日
京都府立医科大学規程第 314 号

(目的)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人京都府立医科大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(法令の遵守)

第 2 条 公的研究費の適正な運営・管理については、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第 3 条 この規程において「公的研究費」とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として本学で扱う研究費をいう。
- 2 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員及び学生並びに本学の施設設備を利用して研究活動を行い、又は行っていた者として公的研究費の運営・管理に関わるすべての者をいう。
 - 3 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失によって、公的研究費の他の用途への使用又は本学の規程、法令並びに公的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うことをいう。

(最高管理責任者)

- 第 4 条 本学に、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、この規程を「不正使用防止対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）に位置づけ、周知を行う。
 - 3 最高管理責任者は、第 5 条に規定する統括管理責任者及び第 6 条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(統括管理責任者)

- 第 5 条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長（研究担当）をもって充てる。
- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策として、不正防止計画、コンプライアンス教育及び啓発活動等の実施計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者等)

- 第 6 条 本学に、医学研究科、保健看護学研究科及び看護学科（以下「医学研究科等」という。）における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、医学研究科については研究部長、保健看護学研究科及び看護学科については看護学科長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 医学研究科等における前条第 2 項に定める対策を実施し、実施状況を確認すると

- ともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) コンプライアンス教育の受講の機会等に医学研究科等の研究者等から不正を行わない旨の誓約書を徴取する。
 - (4) 公的研究費の不正使用防止に関する啓発活動を定期的実施する。
 - (5) 医学研究科等において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 3 次に掲げる者は、コンプライアンス推進副責任者として、コンプライアンス推進責任者の指示の下、コンプライアンスの推進業務を行う。
- (1) 京都府立医科大学組織細則（平成 20 年 4 月 1 日 京都府立医科大学規則第 3 号。以下「組織細則」という。）第 6 条第 3 項に規定する医学研究科の科目責任者
 - (2) 組織細則第 4 条第 2 項の規定により看護学科の講座を担当する教授等
 - (3) 組織細則第 53 条第 2 項の規定により附属脳・血管系老化研究センターの部門を管理する教授等
 - (4) 京都府立医科大学大学院中央研究室管理運営に関する規程（平成 20 年 4 月 1 日 京都府立医科大学規程第 259 条）第 2 条第 4 項に規定する部門長

（各責任者の責務）

第 7 条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、処分の対象となることに留意するものとする。

（研究者等の責務）

- 第 8 条 研究者等は、公的研究費の執行に当たっては、この規程とともに関係法令及び本学関係規程等を遵守し、公正かつ適正に取り扱わなければならない。
- 2 研究者等は、コンプライアンス教育に係る研修会等を受講しなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。
 - 3 研究者等は、別に定める様式にて第 1 項を遵守する旨の誓約書を最高管理責任者あてに提出しなければならない。
 - 4 前項の義務を履行しない者にあつては、公的研究費の申請並びに運営・管理に関わることができない。

（ルール of 明確化・統一化）

第 9 条 最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「使用ルール」という。）を明確にし、研究者等に周知を図る。

（職務権限の明確化）

第 10 条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

（相談窓口の設置）

- 第 11 条 使用ルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- 2 相談窓口は、応募・申請手続きに関する情報は情報・研究支援課、経理（調達・支払・検収等）に関する情報は経理課に設置するものとする。

（通報及び告発の受付窓口）

第 12 条 本学における不正使用等に関する通報及び告発（学外者によるものを含む。）並びに通報等に関する相談に対応するため、情報・研究支援課に受付窓口担当者（以

下「担当者」という。)を置く。

- 2 受付窓口の責任者(以下「受付責任者」という。)は、情報・研究支援課長とする。
- 3 通報等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者及び附属病院長(医業に係る臨床研究に関するものに限る。)に報告する。
- 4 受付責任者及び担当者は、通報等に関し自己と利害関係を有する事案に関与してはならない。
- 5 受付責任者及び担当者は、通報等を受ける際は、当該通報等の内容等について、担当者以外が見聞できないよう、通報等を行った者の秘密を守るために適切な配慮を行うものとする。
- 6 不正使用等に係る調査の手續に関する要領は、別に定める。

(通報等の方法)

第13条 通報等は、書面(ファックス及び電子メールを含む。以下同じ。)を受付窓口
に提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

- 2 前項の書面は、頭名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1)不正使用等を行ったとする教職員等の氏名

(2)不正使用等の具体的内容

(3)不正使用等の内容を不正とする合理的理由及び根拠、並びにその物証等

- 3 報道、学会又は他機関から不正使用等が指摘された場合にも、最高管理責任者は、当該内容に応じて頭名による通報等があった場合に準じて取扱うことができる。
- 4 担当者は、通報等(同一事案と判断されるものについて、別の者から通報等があった場合、後次のものは除く。以下同じ。)を受け付けたときは、当該通報者に通知するものとする。この場合において、担当者は、当該通報者に対して、さらに詳しい情報の提供、もしくは、当該通報に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。
- 5 最高管理責任者は、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該通報等を回付する。

(通報等に関する相談の取扱い)

第14条 通報等に関する相談は、書面を受付窓口
に提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

- 2 担当者は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるときは、当該相談者に対して通報等の意思を確認し、又は通報等に準じて取り扱うことができるものとする。
- 3 受付責任者は、第1項の相談を受け付けた場合は、最高管理責任者及び附属病院長(医業に係る臨床研究に関するものに限る。)に報告する。

(守秘義務)

第15条 本学の研究者等及び受付責任者、担当者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、本学の研究者等、受付責任者、担当者は、その職を退いた後も同様とする。

(不正防止計画の策定及びその推進)

第16条 不正を発生させる要因を把握し、それに対応する具体的な不正防止計画を策定する。

- 2 最高管理責任者は、不正防止計画を適切に推進するため、不正防止計画推進部署を設置する。
- 3 不正防止計画推進部署は、研究委員会委員、経理課及び情報・研究支援課の職員で

構成する。

- 4 不正防止計画推進部署は、最高管理責任者の指導監督の下、統括管理責任者及び研究質管理センターと協調し、主体的に不正防止対策を講じる。
- 5 不正防止計画推進部署は、最高管理責任者の指示の下、適宜、モニタリングを実施し、証拠書類の確認、関係者へのヒアリング等を行う。
- 6 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施、見直しの状況について定期的に意見交換を行う。

(監査の実施)

第 17 条 内部監査部門は、研究委員会委員、経理課及び情報・研究支援課の職員で構成し、最高管理責任者の指導監督の下、法人本部内部監査員と協力して業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び不正防止計画推進部署と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

(発注・検収業務等)

第 18 条 50 万円以上の物品等については、経理課において発注を行う。

- 2 経理課に設置する物品検収・支援センターにおいて、公的研究費に係る物品等の納品検収及びこれに関連するデータの入力業務等を行う。
- 3 研究者等は、公的研究費の執行状況を明確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(関係者の意識向上)

第 19 条 最高管理責任者及び各責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に対する説明会の開催等により、使用ルールの周知徹底や適正な管理・運営に対する意識の向上を図る。また、研究者等の行動規範を策定する。

(取引業者への対応)

第 20 条 本学における公的研究費に係る取引業者は、本学が求めた場合は、不正に関与しない旨の誓約書を提出しなければならない。

- 2 不正な取引に関与した業者については、京都府公立大学法人における物品買入等契約に係る取引停止等の措置要領に基づき取引停止等の措置を講じる。

(細則等への委任)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第 22 条 この規程に定められた内容については、実態を踏まえ、必要に応じて見直し、その実効性の確保に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月30日から施行する。